

北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則（平成３年北上市規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（勤勉手当の成績率） 第15条 法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第１号、第２号及び第４号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第３号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第26条第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号及び第２号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長と協議して、別段の取扱いをすることができる。 (1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>１００分の１２０以上１００分の２００以下</u>（給与条例別表第１の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級である職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>１００分の１４４以上１００分の２４０以下</u>） (2) 勤務成績が優秀な職員 <u>１００分の１０８.５以上１００分の</u>	（勤勉手当の成績率） 第15条 法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第１号、第２号及び第４号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第３号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第26条第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号及び第２号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長と協議して、別段の取扱いをすることができる。 (1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>１００分の１３０以上１００分の２２０以下</u>（給与条例別表第１の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級である職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>１００分の１５４以上１００分の２６０以下</u>） (2) 勤務成績が優秀な職員 <u>１００分の１１８.５以上１００分の</u>

120未満（特定幹部職員にあっては、100分の129.5以上
100分の144未満）

(3) 勤務成績が良好な職員 100分の97（特定幹部職員に
あっては、100分の117）

(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の88.5以下（特定幹
部職員にあっては、100分の107.5以下）

2・3 [略]

第15条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職
員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証
明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応
じ、当該各号に定める割合の範囲内において、第1号及び第
3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第
2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命
権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の50.75以上（特定幹部
職員にあっては、100分の60.75以上）

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の47.25（特定幹部職員
にあっては、100分の57.25）

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の45.25以下（特定
幹部職員にあっては、100分の55.25以下）

2 [略]

130未満（特定幹部職員にあっては、100分の139.5以上
100分の154未満）

(3) 勤務成績が良好な職員 100分の107（特定幹部職員に
あっては、100分の127）

(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の98.5以下（特定幹
部職員にあっては、100分の117.5以下）

2・3 [略]

第15条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職
員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証
明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応
じ、当該各号に定める割合の範囲内において、第1号及び第
3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第
2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命
権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の53.25以上（特定幹部
職員にあっては、100分の63.25以上）

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の49.75（特定幹部職員
にあっては、100分の59.75）

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の47.75以下（特定
幹部職員にあっては、100分の57.75以下）

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則の規定は、令和 6 年12月 1 日から適用する。